

名古屋市産業廃棄物処理指導方針

令和 3 年 4 月
(令和 3 年 4 月 14 日改訂)

名古屋市環境局

目次

第1章 総則

- 第1節 方針策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 第2節 方針の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 第3節 方針の適用範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2章 施策の展開

- 第1節 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 第2節 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 第3節 施策の実施内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第3章 推進体制

- 第1節 各主体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 第2節 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

本方針で用いる法令等の省略形

省略形等	法令名等
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
施行令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）
P C B 特措法	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（平成 13 年法律第 65 号）
自動車リサイクル法	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）
建設リサイクル法	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）
食品リサイクル法	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）

第1章 総則

第1節 方針策定の経緯

1 名古屋市産業廃棄物処理指導計画について

本市では、本市内において産業廃棄物を排出する事業者及び本市内において業を行う産業廃棄物処理業者等を対象として指導の基本的な指針を示すものとして、名古屋市産業廃棄物処理指導計画（以下「指導計画」という。）を策定し、指導等を行ってきた。

指導計画は昭和58年度から平成2年度までを計画期間とする第1次計画から始まり、最新の計画は平成23年度から令和2年度までを計画期間とする第4次計画となっている。

2 産業廃棄物の適正処理、排出抑制、資源化の状況

（1）適正処理の状況

廃棄物処理法の度重なる改正等により、制度面での適正処理確保が図られてきたが、全国的には不適正処理事案は後を絶たない状況である。

本市においては、大量の産業廃棄物の不法投棄といった重大事案は発生していないが、平成30年度には市内の産業廃棄物処理業者が水質汚濁防止法違反で逮捕、起訴され、産業廃棄物処分業の許可取り消しに至った事案が発生したほか、年間数件の指導書交付事案（処理基準違反等）が発生している。

また、アスベストやポリ塩化ビフェニル（PCB）が含まれた廃棄物の処理など、新たな廃棄物の課題に対応するために、廃棄物処理法の改正やPCB特措法の制定などが行われた。特にPCB廃棄物は処理期限が定められているが、処理期限までに全量を確実に処理することは、先に処理期限を迎えた北九州事業地区の状況などを見ても、大変困難な状況であると言わざるを得ない。

（2）排出抑制、リサイクルの状況

産業廃棄物の排出抑制及びリサイクルの促進については、自動車リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法など、発生する廃棄物の特性に応じた法規制が進められてきた。

これら個別リサイクル法による規制もあり、全国値では産業廃棄物の総排出量のうち97%が減量又は資源化され、最終処分量は総排出量の3%にとどまっている。（平成30年度 環境省推計値）

本市市域内から発生した産業廃棄物についても、総排出量のうち94%が減量又は資源化され、最終処分量は総排出量の6%にとどまっている。（平成26年度 愛知県推計値）

第4次計画の目標値との比較では、排出量が目標値より大幅に削減されている。それに伴い再生利用量が目標より大きく減少しているが、目標値から計算した再生

利用率は約 7 割なのに対して、実績は 8 割を超えている。また、最終処分量も目標値より削減されている。

ただし、排出量の減少や再生利用量増加の主な要因は、個別リサイクル法による規制や産業廃棄物最終処分場のひっ迫などであると考えられる。

【参考】名古屋市の産業廃棄物の目標値及び実績

	排出量	再生利用量	最終処分量
令和 2 年度目標(※1)	3 5 1 万 t (100%)	2 4 3 万 t (69. 2%)	1 7 万 t (4. 8%)
平成 2 6 年度実績(※2)	1 9 7 万 t (100%)	1 6 4 万 t (83. 2%)	1 2 万 t (6. 1%)

※1 目標は、第 4 次計画の数値

※2 実績は、平成 27 年度 愛知県廃棄物処理計画策定調査報告書による推計値

3 指導計画改定の方針について

(1) これまでの立入検査等の効果と課題

産業廃棄物の適正処理については、これまでも指導計画に基づく計画的な立入検査のほか、苦情などに基づく立入検査、問題が発生した事業場への立入検査などを行ってきた。これらの立入検査は、適正処理の促進に大きく貢献してきたと考えられる。しかし、計画に基づく定期的な立入検査のみでは処理業者等が不適正処理の隠ぺいを図った場合にはその発見が困難なことや、関係部署等との連携が不十分で不適正処理の発見が遅れたことなどが課題として考えられる。

また、処理期限が定められている P C B 廃棄物の保管事業者や度々行われる廃棄物処理法等の改正によって影響を受ける事業所などに重点的に立入検査を行う必要があるが、限られた職員で効果的な立入検査を行うためには、法改正などの情報を収集し、年度ごとに重点を定めるなどの方策が必要である。

一方、産業廃棄物の排出抑制や資源化の促進については、立入検査の際に周知を図ってきたものの、ほとんどの場合、指導事項等は処理基準違反等が主であった。それにもかかわらず産業廃棄物の排出抑制や資源化が進んできたのは、個別リサイクル法によって資源化等が義務とされたことや産業廃棄物の最終処分場が全国的に不足していることなどが主な要因と考えられ、本市の施策や指導による部分は少ないと考えられる。

なお、立入という手法自体についても、今後の新型コロナウイルス感染症の状況によっては、短時間で、しかも人との接触を最低限にとどめる立入手法の検討や、状況によっては立入以外の手法による指導に重点をおかざるを得ない事態も考えられる。

(2) 産業廃棄物に関する立入検査等の今後の方向性について

これまで述べてきたように、全国的にも産業廃棄物の不適正処理事案はしばしば発生しており、本市も例外ではない。したがって、不適正処理を防止するための立入検査については引き続き強力に実施する必要がある。

あわせて、法改正等により新たな規制の対象となった事業所やP C B廃棄物のように処理期限が設けられている産業廃棄物を保管している事業所などについては、必要に応じて重点的に立入検査を実施する必要がある。

一方、産業廃棄物の排出抑制や資源化については、個別リサイクル法による資源化の義務化などの効果が大きいと考えられる。自動車リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法はいずれも完全施行から10年以上経過しており、関連する事業者はその内容等を十分理解していると思われるが引き続き指導を行うとともに、これら個別リサイクル法の内容が改定された際や、新たな個別リサイクル法が制定された場合などには、速やかに関連事業者にその内容を周知するとともに、必要に応じて立入検査により法遵守の状況を確認する必要がある。

(3) 指導計画改定の方向性について

本市では、産業廃棄物処理業者等に対する指導の基本的な指針を示すものとして、10か年程度を計画期間とする指導計画を策定し、指導等を行ってきた。

最新の計画は平成23年度から令和2年度までを計画期間とする第4次計画であり、改定の時期を迎えているが、こうした10か年計画では、環境関係法令の頻繁な制定・改廃や新型コロナウイルス感染症の流行といった社会状況の変動に柔軟に対応できない。また、指導計画では排出量、再生利用量等について数値目標を掲げていたが、排出量については市の施策よりもむしろ景気動向や最終処分場のひっ迫による処分料金の上昇などに左右される部分が大きいと考えられ、市として目標を設定することは適していない。また、再生利用量についてはこれまで述べてきたように個別リサイクル法等の規制による影響が大きく、こちらについても市として目標を設定することは適していない。

こうしたことから、本市では、これまでの指導計画を発展的に解消し、より柔軟かつ能動的に取り組めるようにするため、特段の計画期間を定めず、基本的枠組みを示す「方針」と、各年度に実施する施策を掲げる「実施計画」とするものである。

第2節 方針の位置づけ

名古屋市産業廃棄物処理指導方針（以下「指導方針」という。）は、産業廃棄物の適正処理の確保及び循環型社会の形成を目的とする法令等の趣旨を踏まえるとともに、本市の環境の保全に関する施策を総合的・計画的にすすめるために策定している「名古屋市環境基本計画」を上位計画として、循環型社会形成の実現に向けて本市が行う産業廃棄物に係る施策を体系化したものである。

第3節 方針の適用範囲

廃棄物処理法及び施行令で規定する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を含む)とする。

第2章 施策の展開

第1節 基本方針

循環型社会形成の実現の観点から、基本方針を次のとおり定める。

1 適正処理の確保

産業廃棄物が生活環境保全上の支障を生じさせることなく適正に処理されるように、排出事業者、産業廃棄物処理業者への指導監督を行うとともに、不適正処理には迅速で厳格な対策を講じる。

2 排出抑制、適正な循環的利用の促進

産業廃棄物による環境負荷を低減するとともに、資源の消費を抑制するため、排出を抑制し、やむなく発生する産業廃棄物については可能な限り減量化・資源化を促進する。

3 環境に対する意識や知識の向上

産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用(以下「3R」という。)の促進及び適正処理の確保に向けて、本市ウェブサイトでの広報等を行う。

第2節 施策の体系

基本目標	基本方針	個別施策
循環型社会 の実現	適正処理の確保	立入検査及び指導の実施
		不適正処理への適切な対応
		特定有害産業廃棄物等に対する監視・指導
		電子マニフェストの普及
		優良な処理業者の育成
	排出抑制、適正な循環的 利用の促進	多量排出事業者による処理計画等の作成指導とその活用
		個別リサイクル法に基づく監視・指導
	環境に対する意識や知 識の向上	講習会等による意識啓発

第3節 施策の実施内容

1 適正処理の確保

(1) 立入検査及び指導の実施

産業廃棄物の適正処理の確保のため、計画的に排出事業者、処理業者への立入検査を行い、排出事業者責任の徹底、保管基準及び処理基準、処理施設の維持管理基準の遵守を確認し、必要な指導を実施する。

なお、立入検査は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じるとともに、効率的な適正処理指導に努める。

(2) 不適正処理への適切な対応

関係部局と連携を図りパトロールの実施、啓発活動等により不適正処理の未然防止に努める。

また、不適正事案に対し、環境省通知「行政処分の指針について（通知）環境規発第2104141号 令和3年4月14日」に基づき迅速かつ厳正な対応に努め、市民の生活環境の保全を図る。

(3) 特定有害産業廃棄物等に対する監視・指導

PCBや廃石綿等（飛散性アスベスト）など、人の健康又は生活環境に被害を来すおそれのある廃棄物について、法令に基づき適切に処理されるよう事業者及び処理業者に対して必要な指導を行う。

(4) 電子マニフェストの普及

マニフェスト制度は、排出事業者が自身の排出した産業廃棄物が委託内容どおりに適正に処理されたことを把握・管理することにより、産業廃棄物を委託処理する排出事業者の責任を確保するとともに、不適正処理を未然に防止することを目的とした制度である。

電子マニフェストは、事務処理の効率化、法令の遵守、データの透明性などの点において紙マニフェストよりも優れており、国は普及率の目標値を掲げて導入を進めている。

電子マニフェストの運用には、排出事業者、収集運搬業者及び処分業者の3者が加入している必要があるため、本市はそれぞれの事業者に対してその利便性を説明し、電子マニフェストの導入について働きかけていく。

(5) 優良な処理業者の育成

廃棄物処理法に基づく「優良産廃処理業者認定制度」は、「実績と遵法性」、「事業の透明性」、「環境配慮の取組」、「電子マニフェストの導入」、「財務体質の健全性」について通常の許可基準よりも厳しい基準に適合した優良な産業廃棄物処理業者を、都道府県知事・施行令で定める市の長が認定する制度である。

より多くの産業廃棄物処理業者が「優良産廃処理業者認定制度」について取り組むように周知する。また、排出事業者についてもこの制度を理解し、産業廃棄物の

処理委託業者の選定について活用できるよう周知に努める。

2 排出抑制、適正な循環的利用の促進

(1) 多量排出事業者による処理計画等の作成指導とその活用

前年度の産業廃棄物の発生量が 1,000 トン以上、又は、特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している事業者は、廃棄物処理法に基づき、(特別管理)産業廃棄物処理計画書を提出する必要がある。また、前年度に計画書を提出した多量排出事業者は、その計画に基づいて実施した状況の報告書を提出する必要がある。提出された計画書及び報告書は、インターネット公表が義務付けられている。

多量排出事業者については、廃棄物の 3 R 及び適正処理に向けた処理計画の作成を指導するとともに、本市は提出された計画書等を活用し、多量排出事業者に対し、産業廃棄物の適正処理及びリサイクル、廃棄物の管理体制の整備等を指導する。

(2) 個別リサイクル法に基づく監視・指導

自動車リサイクル法や、建設リサイクル法などの個別リサイクル法に基づき、適正に産業廃棄物が再資源化されるよう事業者及び処理業者に対し関係部局と連携し、立入検査及び指導を行う。

3 環境に対する意識や知識の向上

(1) 講習会等による意識啓発

産業廃棄物に関する情報を本市ウェブサイトに掲載し、事業者や市民に対して、廃棄物の 3 R 及び適正処理を含めた環境保全に関する意識啓発を行う。

また、関係団体が主催する講習会等へ本市職員を講師として派遣することや関係団体が発行する冊誌等に廃棄物行政に関する情報の掲載を依頼するなど、様々な機会を利用して、意識啓発を行う。

本市職員に対しては、産業廃棄物に関する情報を本市イントラネットに掲載するとともに研修会等において、本市が産業廃棄物の排出事業者となる場合の処理責任などを周知し、法令に基づく適正処理に関する意識啓発を行う。

第3章 推進体制

第1節 各主体の役割

1 事業者の役割

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。また、事業者は、排出した産業廃棄物を自ら処理できない場合は、処理委託基準に従って、許可業者等に処理を委託することができる。産業廃棄物を委託処理する場合は、適正な対価を負担するとともに、優良な産業廃棄物処理業者を選択す

ることなどにより、産業廃棄物の適正処理に努める。さらに原材料の選択や製造工程を工夫する等により、自らの事業活動に伴い発生する産業廃棄物の排出抑制及び再生利用に努める。

また、事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合に排出抑制、再生利用及び処分が容易にできるよう努めるとともに、市民等に適切な情報公開を行う。

2 処理業者の役割

処理業者は、廃棄物処理法等関係法令を遵守し、受託した産業廃棄物を適正に処理するとともに、可能な限り再生利用を図る。

また、処理施設については、周辺環境に配慮した維持管理を行うとともに、廃棄物の処理処分状況等の情報を市民等へ公開するよう努める。

3 市民の役割

市民は、環境負荷の少ない製品を使用するなど、環境に配慮した行動に努めることにより、間接的に産業廃棄物の 3 R の促進に関与する。

また、地域において産業廃棄物の不適正な保管、処理を発見した場合に、関係機関に通報するなど産業廃棄物の適正処理を支援する。

4 本市の役割

本市は、排出事業者及び処理業者に対し、立入検査等により指導及び監督を行い、産業廃棄物の適正処理の確保、資源化の促進及び優良な処理業者の育成等に努めるとともに、市民及び事業者に広く、産業廃棄物の情報について積極的に広報するなどして、産業廃棄物の適正処理及び環境負荷の低減について啓発活動を行う。

第2節 進行管理

1 指導実施計画の策定

指導方針に基づき、年度ごとに策定する「名古屋市産業廃棄物処理指導実施計画」において具体的な取り組みを掲げ、その達成に努める。

名古屋市産業廃棄物処理指導方針
令和3年4月

名古屋市環境局事業部廃棄物指導課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
電話 052-972-2392
FAX 052-972-4132